

競争ルールの検証に関するWG（第53回）

1 日時 令和6年3月13日（水） 13:00～15:14

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務局経済取引局調整課課長補佐

○ヒアリング対象者

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、
楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会、
一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

○総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、飯村事業政策課長、
井上料金サービス課長、古田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第53回の競争ルールの検証に関するワーキンググループを開催いたします。

本日は、御都合のために大橋構成員が御欠席、それから大谷構成員が途中で御退席なされることを伺っております。

本日の会議もオンライン会議による開催ということにさせていただきます。

議事に入る前に、事務局から連絡事項の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。

本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていた

できます。

なお、今回も含め、関係者ヒアリングにおいては、これまでの通常の会合とは異なり、チャット欄は、構成員、オブザーバーの皆様、事務局に加え、ヒアリングに御参加いただく関係者の方々からも御覧いただきますので御留意願います。その他の傍聴者の皆様からは、これまでどおり見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと存じます。

本日は、まず、「関係者ヒアリングの進め方及びヒアリング事項」について、事務局から説明をいただきます。

続いて、MNO 4 社様、それから一般社団法人テレコムサービス協会のMVNO委員会様、それから一般社団法人リユースモバイル・ジャパン様からヒアリングを行いたい、その予定でおります。

それでは、まず、事務局から「関係者ヒアリングの進め方及びヒアリング事項」について御説明をいただきたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料5 3 - 1に基づき、ヒアリングの進め方及びヒアリング事項を御説明します。

1 ページ目を御覧ください。関係者ヒアリングについてでございます。本日は、これまで御議論いただいた内容のうち、ネットワーク利用制限、指定対象事業者の見直し、通信モジュールについて、関係者のヒアリングを行います。なお、他の検討項目でありますミリ波対応端末、端末下取りサービス、不良在庫端末については、次回の第5 4 回で関係者ヒアリングを行う予定でございます。

2 ページ目を御覧ください。本日のヒアリング事項でございます。MNO 4 社に対しては、ネットワーク利用制限、指定対象事業者の見直し、通信モジュールについてヒアリングを行うこととなっております。具体的なヒアリング事項は、こちら、投影しているものを御覧いただければと思います。

3 ページ目を御覧ください。MVNO委員会には、指定対象事業者の見直し、通信モジュールについてヒアリングを行います。具体的なヒアリング事項は、投影しているものを御覧いただければと思います。

4 ページ目を御覧ください。RMJに対しては、ネットワーク利用制限についてヒアリングを行う予定でございます。具体的なヒアリング事項は、こちら、投影しているものを御覧いただければと思います。

5 ページ目を御覧ください。発表者と説明時間でございます。説明時間は、MNOが各社12分、MVNO委員会、RMJが、それぞれ5分となっております。6者連続で御説明しただいた後に、まとめて質疑応答を行うこととしております。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、関係者ヒアリングに移ります。ただいま事務局から説明ありましたように、質疑応答は、全ての報告が終わった後まとめて行いたいと思いますので、御了解ください。

それでは、まず、株式会社NTTドコモの経営企画部料金企画室長の大橋様から御説明いただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。それでは、お手元の資料53-2-1に基づきまして、当社の発表をさせていただきます。

2ページでございます。まず、初めにネットワーク利用制限の状況について御説明いたします。左側は概要でございますので基本的には省略いたしますが、△と×という制限の状況がございます。右側でございますが、こちらはヒアリング項目でも掲げているとおり、4つの制限の種類があるところとなっております。件数を右の下に書かせていただいておりますけれども、近年いずれの件数も増えている状況にあるところでございます。こちらについては、SIMロックの解除などが進んでいるところもありまして、かつてほどのユーザーへの影響はないということになりますけれども、一定程度、不正な端末購入を防止する一助となっているものと考えております。

3ページでございます。不正契約の発生状況について御説明をしております。2022年度以降、とりわけ新規契約後に発覚する虚偽契約の発生件数率が急激に悪化をしているところでございます。その手口も非常に高度化・複雑化をしております、証明書の偽造・改ざんの発生件数が大変増えているという状況でございます。具体的な件数については、構成員限りとなりますが、左側に書かせていただいているところになります。

4 ページでございます。こうした不正契約等の状況は、2022年度頃より外国人を中心として不正契約が増えておりまして、滞納額についても大幅に増えているところでございます。それに加えて、端末価格の高額化という傾向もありまして、1回線当たりの滞納額も悪化をしているところになっております。具体的な金額につきましては、構成員限りとさせていただきますが、こちらにお示しのとおりとなっております。

5 ページでございます。こうした不正の動きに対しまして、当社では審査基準や本人確認の強化などの対策を次々に講じてきたところではございますが、それでも防ぐことができていないという状況でございます。いちごっこという状況が適当ではないかと思っております。このような状況におきましてネットワーク利用制限が禁止されることは、不払い等不正な手段で取得された端末がこれまで以上に不正に転売されるといったことが懸念されると考えております。

6 ページでございます。ネットワーク利用制限において、△のものについては問題なくお使いをいただけるところですが、我々が把握している限りにおいて、中古端末の買取り販売業者様においては、この△というネットワーク利用制限の状況があることを前提にして買取り販売などをされていると承知をしております。市場の流通において、このような状況の端末の価値が織り込まれて市場の中で売り買いされているものと考えております。

7 ページでございます。電気通信事業法27条の3の規律対象の見直しについての当社の意見を御説明させていただきます。リード文に書かせていただいておりますが、ルールを見直す場合であっても、かつての囲い込み競争への逆戻りが懸念される行為については、引き続き規制が必要であると考えております。今回、閾値の議論がなされておりますけれども、閾値に入る前に、利用者のキャリアの選択の仕方として、MMOとMVNOとでは大きく区別されて選好されているものと考えております。したがって、MNOに対しては、シェアによらず、一定程度の規律は必要であると考えております。

これはその前提において見直す場合での案ということでお示しをしておりますけれども、分離のルールを入れる際に当たっての根幹の部分、特に問題となった販売行為・契約行為については引き続き規制すべきであると考えております。具体的には、端末販売時の通信料金の割引並びに通信契約の継続を条件とする端末の割引については、引き続き禁止すべきであると考えております。また、不当な囲い込みの禁止ということで、2年契約の際の期間拘束有無の料金差や解約金についても、この27条の3で規定した程度にすることが必要であると考えております。それ以外の、通信契約の継続等を条件としない端末の割引並びにS

I Mのみの利益提供等につきましては、シェアにより規律対象外とすることも考え得ると考えております。

後段の細かいQ&Aで少し説明をさせていただいておりますけれども、この際に、シェアの閾値を見直す、参照する場合の考え方として、二種指定などの事例を挙げている事業者がいると認識をしておりますが、27条の3の規律というのは対エンドユーザーに対する規律でありますので、事業者間の取引の際の規律のシェアをそのまま持つてくるというのは、あまり合理的ではないと考えております。

8ページでございます。通信モジュールの指定対象役務からの除外というところでございます。KDDI様が御提案をされていた緩和について、賛同と考えてございます。こちらの判断軸のイメージについては、27条の3のガイドラインにおいて、特定の用途に対応するため、機能が限定的である役務としてモジュールが挙がっておりまして、その判断ポイントでございますが、これをフローチャート形にしたものとなっております。ここにおいて、当該端末での自由な通信が制限されているところについて、一定程度自由な通信ができるものであっても、カーナビなどを車に搭載されるなど、使用する場所・場面等が相当程度特定されているものについて、規律対象外とすることが考え得ると思っております。

この際に、※の3で少し細かく書いてありますけれども、例えばタブレットの形状をしていて、それが車から取り外せてタブレットのように使えるといったようなものは、規律対象とすることが考えられると思っております。具体的な相当程度特定されている場合というものについて、今後、ガイドライン等で明確化をしていくことが必要であると考えております。

以降については、ヒアリング項目に一問一答定式でお示しをしておりますので、細かい説明は省略させていただきます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、KDDI株式会社渉外・広報本部シニアディレクター渉外統括部長の山本様から御説明いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【KDDI】 KDDIの山本です。それでは、資料53-2-2で御説明させていただきます。

まず、お題が3つございますが、最初のネットワーク利用制限につきまして、スライドの4を御覧ください。こちらは内容と件数についてですが、まず、内容につきましては、左側に4類型を示しております。

まず、1つ目が、代金債務の履行がなされていない携帯端末。お客様がお金をお支払いいただけない場合。それから2つ目が、ショップなどの販売店での窃盗あるいは盗難、あるいは詐欺などの犯罪行為により不正に入手された携帯電話機。それから3つ目が、本人確認書類の偽造、あるいは虚偽の申告などが含まれている申込書など、不正な契約により入手された携帯電話機。それから、交換用の携帯電話機お届けサービスなどで回収できなかったもの。こういったものが対象になります。登録件数は構成員限りという形でさせていただいて、右側にお示ししているとおりでございます。

続きまして、スライドの5、こちらが、ネットワーク利用制限がどのような効果があるのかということでございますが、これは、代金未払い端末の転売抑止効果、及び、不正に取得された端末を利用した犯罪への転用抑止効果などがあると認識しております。

続きまして、スライドの6を御覧ください。こちらは措置の具体的なイメージでございます。割賦ですので、これは例として48回払いをお示ししたものでございますが、割賦が完済するまでの間は、この端末は状態が三角になるというものでございます。

ただ、支払い途中であっても、お客様がこれを中古端末販売店様に売却することは可能でございます。売却されても、当然、しっかりと分割払いが滞りなく行われている間は、この端末を用いた通信ができる、ネットワークというものは利用できるという状態です。これが、ある特定の段階から、この例では例えば24回目以降、仮にその支払いが止まった場合は、私どもでこれをバツという扱いにして、これをお持ちのお客様はこれを御利用になれないというものが、この措置の内容でございます。

スライドの7を御覧ください。では、この問題を解消するためにどうしたらよいかということでございますが、例えば一例ではございますけれども、中古端末販売業者様が、三角の端末、分割支払い中というものを販売する際に、購入者のお客様に対して、メリットとデメリットを十分に御説明いただく、周知を徹底いただくことが重要であろうと思います。

メリットというのは、当然に端末価格が丸の端末よりも安いと。デメリットとしては、バツになってしまった場合には、当該事業網が使いなくなるというリスクがありますということ。そのリスクがあるがゆえに端末の価格が安いことをしっかりとお客様に御納得いただく、その上で御購入いただくことが大事であろうと思います。

続きまして、スライドの8でございます。こちらをもし仮にネットワーク利用制限を禁止したらどうなるのかという点でございますが、先ほどドコモ様からもお話がありましたように、これを禁止したら、転売ヤー問題などの再燃が起きると。そういった端末を利用した

犯罪を助長する可能性があるというリスクがあると考えております。

ただ、これは参考情報ではございますが、一体、三角の端末がバツになる頻度がどれぐらいなのかということで、ある事業者様のホームページでは、この可能性は0.15%であるという記載がございます。ですので、仮にこれを禁止したとして、中古端末市場活性化の効果が一体どれぐらいあるのかというところは、いろいろなお考えがあらうかと思えます。

続きまして、2つ目のテーマ、指定対象事業者の見直しでございます。スライドの10を御覧ください。27条の3のルールの見直しにつきましては、これは上限2万円から4万円に引き上げるとともに、対象の事業者として、一部のMVNOさん、I I Jさんとオペレーターさんでございますが、これを対象から外したというルール変更を見直したばかりでございます。

その際に、MNOは以下の理由によって指定対象事業者のまま整理したところがございます。お示ししている絵は、今年の1月の事務局の説明資料の部分でございます。このオレンジ色で囲っている部分でございますが、ポイントは、自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないと。こう整理したところがございます。これはこのルール制定当初の考え方そのものでございますが、この考え方を変更する環境変化は生じていないと理解しております。

さらに、下のほうから2つ目のポチに、楽天モバイルさんの料金について記載されております。これをもう少し大きく引き伸ばしたのが、次のスライド11でございます。

こちらは、ルール変更の見直しのベースになった昨年9月の報告書、競争ルールの検証に関する報告書の本文の抜粋でございます。趣旨としては、楽天モバイルさんの競争への影響を踏まえて指定対象範囲を見直したという内容です。左側に囲ってあるので、これは丁寧に読み上げたいと思えます。

2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数(約500万人)程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない。こういった判断基準が示されているわけでございます。

この考え方を踏まえて対象事業者を見直して、まだ2か月少々でございます。この時点で、まだ検証すら行われていないこの段階で、既に600万を超える楽天モバイルさんを対象外とすること、これは昨年のこの考え方を覆すものでありまして、こういった検証もせずにさらなる制度見直しを行うことは通常あり得ないことですので、検証もせずに見直しの方

向性をもし打ち出すとしたら、これは極めて不自然なことであると考えております。

続きまして、スライドの12でございます。こちら参考情報でございますが、仮に閾値を10%・25%とした場合に、楽天モバイルさんが指定から外れるわけでございますが、楽天さんの競争力は着実に増えているというところをお示ししたものでございます。

それから、スライドの13、こちらは、楽天モバイルさんのプレゼン資料の中で、クーブマンの目標値ということで、市場認知シェアについて言及されているところについてございます。これはMMD研究所の調査結果によりますと、楽天モバイルのMNOサービス認知度は75.6%と、かなり高い認知度があるという、これも参考情報でございます。

右側にお示ししているのは、これは楽天グループさんが発表されているもので、MNOとしてのサービスだけではなくて、経済圏も含めて、楽天さんの市場への影響力は極めて高いと。通信サービス以外も含めて、お客様への認知度が非常に高いと。相当規模の顧客基盤を有していらっしゃるという形で、市場への影響は非常に大きいと考えられます。

スライドの14でございます。こちらは、影響力の高い楽天モバイルさんが、今のルールだとやりたいことができないとおっしゃっている件についてでございますが、これを実施した場合には、踏み台問題というものを助長させる可能性が高いということで、これまでの政策目的には逆行する措置になってしまうという危惧がございます。

なお、でございますが、仮にといいいますか、規制緩和をわざわざしなくても、やり方によっては現行ガイドラインでも実施可能であるのではないかとということ、これは構成員限りにさせていただいていますが、いろいろと工夫をすることによって、多分やりたいと思われることは、何らかの形で今のルールの中でもできるのではないかと一つのアイデアでございます。

最後に、通信モジュールについてでございます。スライドの16をお願いいたします。現状の端末割引規制は、スマホと市場が異なるモジュールの市場におけるイノベーションの芽を摘む可能性があるということで、今回、車載モジュール、あるいはドローンなどのように、場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することの案が示されておりまして、こちらについては賛同させていただくところでございます。

スライドの17は、前回の弊社のプレゼン資料そのものですので、今回は省略させていただきます。

弊社からのプレゼンは以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社渉外本部通信サービス統括部統括部長の吉岡様から御説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。よろしくお願いいたします。資料53-2-3を御覧ください。

まず、1ページ目です。こちらは、本日私どもが最もお伝えしたいことを記載しております。読ませていただきます。

情報通信産業における消費者保護や競争政策については、国民生活に多大な影響を与えます。過去積み重ねてきた政策議論を踏まえ慎重な検討が必要であり、頻繁なルール変更により消費者の混乱やゆがんだ競争環境を招くことのないよう、目指すべき通信業界の将来像を明確に示しつつ、予見性のある政策立案が行われることを強く要望します。特に公正競争や消費者保護に直結する事業法第27条の3に関するルールは、国民や市場に与える影響が甚大であることから、特定MNOのみを適用除外とすることに対し、断固反対します。

以上が本日最もお伝えしたいこととございます。以降、アジェンダに沿って説明いたします。

まずはネットワーク利用制限についてです。3ページ目を御覧ください。まず、ネットワーク利用制限を始めた経緯について、簡単におさらいをいたします。2000年代初頭から振り込め詐欺などの犯罪が社会問題化しまして、そして、以下の2つの取組を行ったということになります。

まず、回線については、2006年4月から、本人確認を義務化して契約者が特定できない回線を停止するという一方で、これは犯罪利用の通信を防止することを不正利用防止法に基づき開始いたしました。それに加えまして、事業者独自の取組として、端末のネットワーク利用制限を開始したのが2008年12月です。これが不当に取得された端末のネットワーク接続を停止するという内容でして、目的としては、端末の換金による資金源化の防止であったり、犯罪利用の通信を防止するという目的で開始いたしました。

4ページ目です。こちらは昨年、実際に当社のショップの被害に遭った状況ですが、まだこういったことが起こっているというのは事実として発生しています。

次、5ページ目を御覧ください。こちらは警視庁のホームページの抜粋です。携帯電話等を販売店からだまし取る行為は犯罪ですと。インターネット上の掲示板や闇サイトで、携帯電話を契約して端末を入手してください、その回線と端末をあっせん業者に渡してください、そうすると高額な報酬を提供しますといったようなことが横行しているようです。こう

いったことに対して、ネットワーク利用制限は一定の効果を持っているのではないかと考えています。こういうことは今でもたくさん起っているということです。

続きまして、6 ページ目です。こちらはネットワーク利用制限の概要を示したものです。表中に書いています窃盗とか不正契約、端末代金の債務不履行、あるいは補償サービスの不正利用、こういったことの端末に対して当社のネットワークへの接続を制限しているというものです。どうしてこれらを対象にしたかということですが、開始した当初、2008年、当時、これらが実際に犯罪に使用されたという実例があったため、これらを制限の対象としているということになります。

7 ページ目は、そのことを当社の約款に記載しているという紹介です。

8 ページ目です。お客様にネットワーク利用制限のステータスがどうなっているのかということ分かっていただくために、当社のウェブサイトでおお客様の端末の製造番号IMEIを入力していただければ現在のネットワーク制限のステータスが分かるという環境を提供しております。

続きまして、9 ページ目です。こちらは2021年度に公正取引委員会様が行われたアンケートからの抜粋です。中古スマホを使用しない理由というアンケートをとられていたんですが、この中には、バッテリーの持ちが悪いとか、衛生的でないイメージがあるとか、そういったことが中古端末を利用しない理由として挙げられておまして、ネットワーク利用制限があるからということでも中古端末を買わないんだという方はいらっしゃらなかったようです。

ネットワーク利用制限が中古端末のマーケットの大きさに影響しているのかどうかということが議論にもなっていたと思うんですけども、中古端末を購入するかどうかというところでは、ネットワーク利用制限は考慮には入っていないと。あくまで中古端末を買うと決めた人が、どちらの端末にするのかというのを決める選択の中に入ってきますが、新品を買うか中古を買うかという選択には影響していないことになります。ですので、この問題は、利用制限の可能性のある端末を購入した人の中で、運悪く制限が実際にかかってしまった人の、そういう消費者問題だと理解をしております。だから軽視していいと言うつもりは全くございませんで、まずは問題を明確化したいということです。

10 ページ目を御覧ください。これはこちらの問題に対しての当初のスタンスですが、もしネットワーク利用制限を撤廃したら、先ほど申し上げたとおり、運悪く接続を制限される人はいなくなりまして、また、接続制限について説明が全く不要になりますので、中古販売

業者さんの負担が減るというプラス効果が見込めると思います。一方で、犯罪を助長するかもしれない、反社会勢力の資金減になるかもしれないといったマイナス効果もありますので、どちらに重きを置くかという判断かと考えています。

我々事業者としては、ネットワーク制限によって債権の回収が進むとか、そういう収益を向上させようという意図は全くなくて、社会正義のためにと意図で、よかれと思って実施してきているというのが事実です。しかし、これが様々な問題をはらんでいることは十分理解いたしましたので、こちらに書いているようなプロコンを考慮に入れていただきながら、犯罪のことにも関連しますので、警察などの関係者の意見も聞きながら、今後の在り方を議論していただければいいのではないかと考えております。

以上がネットワーク利用制限についての話で、以降、2番目、指定対象事業者の見直しについてです。12ページ目を御覧ください。冒頭でも申し上げましたが、今回の指定事業者の見直しについては断固反対という立場です。理由としましては、見直しが必要な市場環境の変化は生じていない。昨年の12月末にルールが改正したばかり、まだ2か月半しか経過していません。また、小売市場でのハンディキャップは消費者の混乱を招くだろうといったことが主な理由になります。

13ページ目を御覧ください。規制に関する当社の考えです。まず、自由競争が大原則としてあるべきです。市場で大きな問題が発生した、あるいは間違いなく大きな問題が発生するという蓋然性が高いときに、規制が強化されたり緩和されたりということが議論されるのだと思います。そして、規制は最小限で全事業者に公平というのが原則だと考えます。現在の携帯電話市場を見て、じゃあどういう状況にあるのかということですが、価格や品質については良質なサービスが提供されていると考えます。料金水準は国際的に見ても低位から中位、あるいはネットワーク品質の水準についても高いレベルが提供されていると思います。

飛んで、15ページ目を御覧ください。こちら、左側が総務省様が毎年出されている内外価格差調査で、以前は日本の価格が高いと言われていた時期もありますが、現在では低位から中位ということになっています。右側は、先々月ですか、ICT総研様が公開されていたレポートからの抜粋です。これは各国のダウンロード速度を比較したものになっていますが、日本は韓国なんかに比べたら低いですが、決してそんなに低いレベルではないという水準にあることが分かります。

13ページ目もお戻りいただきまして、競争環境ですが、今、不当な扱いを受けている事

業者はいないと考えております。また、ここ数年の様々な移行障壁の撤廃によって、消費者が自由にサービスを選択できる環境は既に実現していると考えます。

14ページ目です。こちらは昨年の12月4日に当社が説明した資料の再掲になるんですが、競争や市場ルールの検討に際しては、海外比較などを通じて日本市場の現状を把握して、向かうべき将来像を明確にすることが必要と申し上げました。こちらは先ほど申し上げたとおり、料金やネットワークや端末が今どういう状況にあるのか、そして、近い将来どういう方向に向かっていくべきなのかという将来像を明確にして、その上で、そこに足りていない部分をルールでそちらに向かわせていくことが大事だろうと考えます。

16ページ目を御覧ください。これは議論のプロセスについて、あるべき姿を記載したものです。今申し上げたとおり、まずは現状分析があって、マーケットが今どういう状況にあるのか、目指すべき将来像との乖離がどうなっているのか、また、ルールの変更を行ったのであれば、その効果や影響はどうなっているかという分析を行った上で、さらなる課題の抽出だったり、それに対しての解決策の検討が行われ、それが実行されるという、こういうプロセスが回っていくというのが本来あるべき姿だと思います。昨年の12月末にルールが変更になったばかりで、まずはこの効果や影響がどういう状況にあるのかということ进行分析することが今行うべきことではないかと考えます。

17ページ目です。指定対象事業者の見直しによる懸念ということですが、表中に記載しておりますのは、22年9月の競争ルールの検証に関する報告書から一部抜粋しているものですが、これらの問題があるので解決を目指していこうと記載されていた内容です。転売の問題とか、MVNOが淘汰されないようにとか、あとは端末の買換え頻度によって利用者の不公平感が発生しないようにということを目指して、これまでいろいろな議論がなされ、ルールが履行されてきたんだと思います。これまでの方向に対して、今回、規制対象外の事業者をつくることになると、方向性に明らかに逆行することになると思います。

18ページ目です。こちらは楽天モバイルさんが優遇されることへの疑問ということですが。現在の競争状況やこれまでの優遇策を考えれば、今以上に優遇するべき理由はないと考えております。

左上のグラフを御覧ください。こちらは2023年の10月から12月の四半期のMNOの純増のシェアを比較したものです。御覧いただくと分かる通り、楽天モバイル様はこれの中でも高い純増のシェアを持っておられます。非常に現在では魅力的なサービスを出されて競争力が高いことを示すデータになっていると思います。また、年内には黒字化をされ

ることもおっしゃっております。下に書いていますのはこれまでの優遇策ということですが、開業4年目にしてプラチナバンドの割当てを受けたとなっております。ちなみに当社の場合は、MNOの事業開始から18年かかってプラチナバンドを割り当てていただきました。それまでも低シェアに苦しんでいるときはありましたけれども、そのときにも競争で優遇されるような策は一切ございませんでした。

このことに加えまして、この資料には書いていないんですが、先ほどKDDIさんもおっしゃっていたこととなります。昨年の規制対象外事業者の閾値を100万から500万に変更した際には、その報告書の中に、楽天モバイルの当時の契約者数、500万人の契約者を有する場合には、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないという記載がありますので、今、基準を変えることは、その報告書の内容と矛盾していると考えますので、こちらに対しても反対いたします。

19ページ目は、構成員限りとさせていただきますので、割愛いたします。

20ページ目、これは再掲です。今回の対象事業者の見直しについては断固反対という立場でございます。

21ページ目以降は、様々御質問いただいたことに対して回答しておりますので、こちらは説明を割愛いたします。

当社からの説明は以上です。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

続きまして、楽天モバイル株式会社渉外本部政策渉外室長の小田様から御説明いただきたいと思っております。お願いします。

【楽天モバイル】 楽天モバイル、小田でございます。本日は御説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

めくって1ページ目、お願いいたします。この3点について、これから御説明させていただきます。

まず、ネットワーク利用制限に関してということで、2ページめくって3ページ目をお願いいたします。当社では、代金債務の履行がされていない端末、それから盗難等の犯罪行為等により不正に取得された端末、契約時に不正がある形で入手されたことが確認される端末、それから、保証サービスの適用により交換対象として当社に返送されるべき端末に対して、それぞれネットワーク利用制限を実施しております。それぞれの実施数等については、構成員限りとしております。

4 ページ目をお願いいたします。ネットワーク利用制限の対象となる不正行為が発覚した場合、当社が端末ネットワーク利用制限を実施しまして、その端末情報をデータベースに登録しております。この情報はウェブサイトから誰でも閲覧可能であることから、中古端末事業者様とか利用者様においても端末の状態を確認することができまして、不正取得者の端末の買取りを拒否等することができております。このように、ネットワーク利用制限は、不正取得された端末の二次流通を阻止し、この仕組みが犯罪行為を含む不正行為に対する抑止力となっていると認識しております。仮にこのネットワーク利用制限が禁止となりますと、不正取得された端末の二次流通への歯止めが失われ、犯罪行為を含む不正行為が増加することが懸念されます。

5 ページ目をお願いいたします。また、ネットワーク利用制限があることで、盗品や遺失物の買取りに際し一定の回復義務を負われている中古端末事業者様におかれましても、不正取得された端末を誤って買取りしてしまう事態を防ぐ効果がございますので、中古端末買取り事業者様にとってもメリットがある仕組みであると考えております。また、一般の方におかれましても、不正取得された端末の購入を避け、それによって余計なトラブルを避けることができるという効果もあると受け止めてございます。

6 ページ目をお願いいたします。以上より、ネットワーク利用制限には、不正取得された端末の二次流通を抑止し、中古端末事業者や利用者様にとってもメリットのある仕組みとなっている理解でおります。これに関する見直しという観点で申し上げますと、このうち債務不履行を理由とした端末のネットワーク利用制限につきましては、特に当社におきましては、購入時点で端末の所有権が購入者に移っており、当社ではないこと、それから分割払いの方法に関して、当社においてはクレジットカードのみとすることで、割賦代金に未納が発生するケースをかなり抑止できているという認識から、このケースに限った見直しの検討は可能だろうと考えております。

7 ページ目をお願いいたします。こちらは今のネットワーク利用制限に関する御説明のまとめとなっております。

9 ページ目をお願いいたします。続きまして、指定対象事業者の見直しに関する御説明をさせていただきます。まず、当社が指定対象事業者の見直しにつき御提案した背景を改めて御説明させていただきます。大きくは2点、MNO 3 社様の合計シェアが9割を超え、寡占されている状態が現在も継続していることがございます。また、右のグラフにありますように、いまだに低廉な新料金プランに特に理由なく残留している利用者様が4分の1以上いらっ

しゃるといことがございまして、この方々に対する乗換えのきっかけを我々として提供したいといことがございます。チャレンジングな施策により、利用者が新規参入事業者の通信サービスを気軽に体験できる環境の実現により、競争を活発化する必要性が市場に対してあるのではないかと考えております。

10ページ目をお願いいたします。モバイル事業者が関わるガイドラインをリストアップしております。eSIMやMNPのような、MNOがMVNOと異なる仕組みや設備を持っていることに関するガイドラインにおいては、MNOとMVNOが区別して規律されているという状況になっております。

11ページ目をお願いいたします。一方で、電通法27条3の運用に関するガイドラインに関して言いますと、制定時はネットワーク側の仕組みとしてMNOのみがSIMロックをすることが可能でしたが、現在SIMロックは原則禁止となっております、ネットワーク利用においてMNO・MVNOにおける差は大きく減少したと考えております。この点から、MNOであることによる競争環境への影響は以前より大きく低下しております、よって、MNO・MVNOの共通の閾値等を設けることは考え得るかと考えております。

12ページ目をお願いします。具体的な閾値の設定についてですが、競争への影響力を考慮した基準を設定することが必要だと考えております。そういう意味では、第二種指定電気通信設備制度の議論の中で、具体的にシェアの議論をされた中で、シェア10%以上というところが市場への影響等も考慮しまして設定されたと理解しております、それが参考になると考えてございます。

13ページ目をお願いいたします。こちらは参考資料として、一般的な市場での経験則をまとめたクーブマンの目標値によれば、シェア10%以上を対象とした場合では、生活者がようやく純粹想起されるというラインを若干下回る水準であることから、10%を徹底することに問題はないのではないかと考えてございます。

次のページをお願いいたします。通信環境への影響が限定的な新規参入事業者において柔軟施策が実施可能となった場合における当社の取組方針につき御説明させていただきます。

当社は、9ページ目で先ほど御説明した寡占状態を打破することを期待されて、周波数のほうを割当ていただいたと理解しておりますので、その御期待にも応えるべく、当社への乗換えのきっかけを実現するというこで、利用者の方が御負担なく当社の通信サービスをまずは体験いただける、そういった機会を提供してまいりたいと考えてございます。

15ページ目をお願いいたします。こちらは参考資料として入れさせていただいておりました。当社が新規獲得に向けた月額料金無料が現在実施できない背景について補足させていただいております。これにつきましては、当社は従来より総務省様にも継続的に御相談を差し上げておりましたが、この中で料金の割引について、一般的には新規申込者だけでなく、既存の契約者も対象にすることで実施可能だということ、ガイドライン等にも記載がございます。一方で、翻って当社におきましては、2020年4月の本格参入当初より、シンプルなワンプランを旗印にしておりまして、途中でサービスにアップデートがあった場合にも、既存の加入者様も含めて皆様に新しいプランを自動適用するという方針で、これまでサービスを提供しておりました。結果としまして、プラン変更が必要な既存の契約者が当社においてはほとんどいないという状況になっておりまして、この状況で通信料割引を実施しますと法令の定めに触れることから、お試し利用を目的としたプラン料金割引についても実施ができないという状況になっている次第でございます。

16ページ目をお願いいたします。実現した場合の当社の施策方針として、改めて御説明させていただきます。新規顧客獲得に向けて当社の通信サービスをお試しいただくための施策を実施したいということで考えてございます。ですので、過去にモバイル市場で問題視されたような27条の3の趣旨にそぐわない施策、具体的には過度な端末割引とかキャッシュバック、それから乗換え障壁のための施策は実施しないということで、はっきり申し上げさせていただきます。

17ページ目をお願いいたします。御参考までに、愛媛県におけるデジタルデバインド対策の取組を御紹介させていただきます。ここでは、一対一でスマホ相談ができるものを愛媛県内100か所の郵便局に設置したり、あるいはコミュニティー型と銘打ったグループ参加で複数回実施を前提としたスマホ教室を、愛媛県と御相談しまして実施いたしましたというところで、日本郵便さんのスペースをお借りしましたという取組です。こういった場合に、参加をより促す取組として、例えば通信料の割引等も適宜実施することで、より参加いただく方に対してモチベーションを上げるといったことができるのではないかと考えている次第です。

次のページ、18ページ目をお願いいたします。こちらも参考として、岡山県備前市さんとスマホの貸出し事業ということで御協力した事案の御紹介です。こちらは、当社自身で通信料の割引をすることが難しいこともございまして、市の御予算で3年間の通信料と端末代とを御負担いただきまして、それを市民に貸出しいただいたという取組でございます。こ

れも通信料割引を当社として負担することができれば、また違ったスキームが組めたかなと考えてございます。

次、まとめになります。指定対象事業者の見直しに関することで当社の申し上げた点をまとめさせていただきますので、後ほど御参照いただければと思います。

21ページ目をお願いいたします。最後に、通信モジュール向けの通信サービスに関して、当社回答ということで申し上げさせていただきます。

次、お願いいたします。通信モジュール向けの通信サービスに関して、今回の見直しにつき、当社から異論はございません。また、本件に限らず、指定対象役務の対象については、これまでどおり、電通法27条3のガイドラインの範疇で総合的に判断されるものということと理解してございます。

当社からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会運営分科会の主査であります中野様から御説明いただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【MVNO委員会】 それでは、テレコムサービス協会MVNO委員会の中野です。本日は御説明の機会をいただきありがとうございます。資料53-2-5に沿って御説明させていただきます。

おめくりいただいて、右肩1ページ目、2ページ目につきましては、昨年12月に本ワーキンググループで御説明させていただいた内容の再掲となりますので、本日の説明は割愛させていただきます。

今回のヒアリング事項に関する当委員会の考え・要望につきましては、4ページ目をお願いいたします。

まず、指定対象事業者の見直しについてになります。こちらはMNO・MVNO共通の閾値を設けることについてどのように考えるかというところになりますけれども、周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられない中、設備を保有するMNOと保有しないMVNOの間には、圧倒的な交渉の優位性や情報の非対称性が存在する状況であり、事業法第27条の3は、公正な競争環境の確保が目的であるところ、前述のとおり、MNO4社は周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用する事業者であり、競争影響が少ないとは考えられないことから、規律の対象になっているということで認識してございます。

また、2021年10月以降発売の端末につきましてはSIMロックが原則廃止となったものの、MNOが独自販売する端末において他社の周波数に対応していないものがあるということで、本ワーキンググループでも検討がされて、その結果、「競争ルールの検証に関する報告書2022」等が取りまとめられまして、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」、こちらの改正がされたこと、そういったことを踏まえれば、MNOが競争に与える影響は、現時点におきましても一定程度存在するものと認識してございます。

この点、指定対象事業者の基準について、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用するMNOとMNOの設備を借りて運用するMVNOの間には、依然として市場での競争力や影響力に大きな差が存在していると考えておりますことから、これまでどおりMNO及びMNOの特定関係法人につきましては、利用者の数の割合と関係なく、指定対象とすべきと考えてございます。

なお、仮にMNOに閾値を設けるのであれば、そういった競争の差を考慮して、MVNOの閾値より低い値で別に設けることが必要ではないかと考えてございます。

5ページ目をお願いいたします。こちらは、指定対象事業者の閾値を、ほかの例にならひ、例えば10%、25%に変更することについてどのように考えるかというところですが、**「競争ルールの検証に関する報告書2023」**では、指定対象事業者の範囲に係る規律の見直しについて、「2022年7月の楽天モバイル料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数（約500万人）程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が少なくないとも考えられることから、MVNOの対象範囲を4%（約50万人）相当とすることが適当である」との考え方が示されたものと認識しております。

この点、指定対象事業者の閾値変更におきましては、仮に閾値を10%に変更した場合、事業者間の適正な競争環境に大きな影響を及ぼすことも懸念され、この点については、市場シェアの目標値を定めたクーパマンの目標値におきましても、おおよそ10%であれば市場認知シェアと定義されてございますので、一定の競争力を有していると考えことから、その可能性は否定できないのではないかなと考えてございます。

今回の議論におきましては、MNOとMVNOの市場での競争力や影響力の差を踏まえ、公正な競争環境の確保に留意し、指定対象事業者の基準を検討いただくことを要望させていただきます。

6 ページ目をお願いいたします。こちらは通信モジュールの指定対象役務の除外についてですけれども、通信モジュール向けの通信サービスに関しましては、使用する場所・場面が相当程度特定される場合は指定対象役務から除外していることについてどのように考えるかということになりますけれども、通信モジュール向けの通信サービスに関しては、例えば今回お話が出ておりますコネクテッドカーの車内Wi-Fi機能など、使用する場所・場面等が相当程度特定されているものであれば、27条の3の規律の対象外とした場合でも事業者間の適正な競争への影響は少ないと想定しております。

一方で、今後、IoT機器の普及等により、通信モジュールを利用した通信サービスの多様化も想定され、個々の事業者の判断により潜脱的な行為が生じる可能性もございますことから、指定対象役務から除外する通信サービスについては、ガイドライン等に具体的に記載するなど、規律の遵守・適正な運用について留意することが必要ではないかなというところで考えてございます。

7 ページ目をお願いいたします。すみません、こちらは次回会合のヒアリングで、ミリ波端末の割引上限についてとなるのですが、当委員会からのプレゼンが本日のみとなってございますので、少し御説明させていただければと思っております。

先般の電気通信事業法施行規則の改正により、割引上限額が原則4万円へ見直されたものの、「競争ルールの検証に関する報告書2023」に示された「通信料金と端末代金の完全分離という改正法の考え方を維持することが適当である」との考え方に変更はないものと認識してございます。

この点、規律の見直しの直後から、一部のMNOにより、新たな端末購入プログラムと組み合わせた条件等で端末の安値販売、例えば月額1円を毎月払って1年後に買取りというような条件の下、そういったものが開始されておりますので、端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況であることを踏まえ、現状においても通信料金収入を原資とした端末割引による顧客獲得競争が継続しており、料金・サービス本位での競争が不十分な状況ではないかなと考えてございます。

このため、仮にミリ波対応端末に限定した場合であっても、端末の割引上限額を拡大した場合、モバイル市場の競争に与える影響は小さくないと想定してございます。また、ミリ波の周波数特性等から利用可能なエリアや施設等は現在限定的であると想定されているところ、仮に全利用者の料金収入を原資とする場合には、便益を享受する対象が一部のミリ波対応端末の利用者に集中する等、不公平が生じることも懸念されます。

以上を踏まえ、公正な競争環境の確保及び利用者の公平性の確保の観点から、ミリ波対応端末の有無にかかわらず、端末の割引上限につきましては現行の規律を維持すべきではないかと考えてございます。次回の会合では、こういった当委員会からの御意見を踏まえて御議論いただければ幸いです。

MVNO委員会からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、一般社団法人リユースモバイル・ジャパンの理事長有馬様と、それから公共政策委員長の栗津様から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【RMJ】 リユースモバイル・ジャパンの有馬でございます。本日は関係者ヒアリングにて御説明の場をいただき、誠にありがとうございます。それでは、資料53-2-6に沿って御説明させていただきますので、よろしくお願いします。

1ページ目をお願いします。本日は御覧の内容について御説明いたします。なお、調査結果は、RMJ正会員19社中、回答を得た17社からの回答結果に基づき作成しております。

それでは、項目1と2につきまして、RMJ理事、公共政策委員長の栗津から御説明いたします。栗津さん、よろしくお願いします。

【RMJ】 栗津でございます。それでは、項目1、2につきまして、私から御説明させていただきますので、よろしくお願いします。

2ページをお願いします。ネットワーク利用制限が行われるおそれがある端末について、下取り価格や中古販売価格に反映を行っているかという問いに対し、調査結果は84%の正会員が反映を行っているとの回答になりました。その内容として一番多く見られたのが、買取り価格に差をつけているという結果でした。一番多かった買取り価格に差をつけているという点については、第50回の競争ルールの検証に関するワーキンググループにおいてRMJ理事長より御説明いたしました、一次流通時における利用者への不利益に該当するものと考えております。

3ページをお願いします。次に、三角の端末がバツになるケースと、丸の端末がバツになるケースについてでございます。RMJ正会員調査結果2022年度において、年間約7,000件近い赤ロム化が発生しましたが、今回新たに赤ロム化した内訳を調査したところ、赤ロムの内訳は、三角からバツが約93.4%を占めている結果となりました。三角マークは分割支払い中であることを表し、所有権移転済みの状態でございますから、この調査結果

から、一利用者の債務不履行が理由でバツになる赤ロム化がほとんどを占めていることが分かりました。

ネットワーク利用制限は、盗難や不正防止、振り込み詐欺等の防止を主たる目的としてMNO各社ホームページ等で表示されておりますが、このデータからすると、実態との差を感じざるを得ません。また、僅かではあるものの、所有権を移転し代金完済済みを表す丸の状態であっても、バツになってしまう事例が約6.6%ほどあります。丸であることを確認して中古端末を購入された消費者にとっては、まさに突然端末が使いなくなる事象が発生している結果となっております。ネットワーク利用制限のような仕組みは、早々に廃止または見直しをすべきと考えます。

以上、有馬さん、お願いします。

【RMJ】 では、私から御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。ネットワーク利用制限を廃止した場合の代替措置案でございますが、RMJとしても、盗難や不正への対策は重要な課題と考えています。よって、仮にネットワーク利用制限を一部認める形で進めるのであれば、少なくとも制限対象は盗難・不正契約に限定し、所有権移転後の端末に対する債務不履行防止を目的としたネットワーク利用制限は対象に含めないよう、制度改定を実施いただきたいと思います。

なお、本資料に記載はございませんが、制度改定を軸とする場合、現行の丸、三角、バツ、ハイフンといった表示や表示に関するルールも見直しが必要ではなかろうかと考えております。

また、その対策の結果、万が一、ネットワーク利用制限を廃止した上で、不正や盗難が増加するような事象につながった場合、RMJといたしましては、資料右側に記載してありますとおり、MNO様・MVNO様・RMJにて、そのような不正情報を共有するデータベースなどを構築し、発生したデータを蓄積しながら、不正品流通を防止するような体制構築を運用していくのも一つではなかろうかと考えます。

では、次のページをお願いいたします。その他、関連して2点御報告させていただきます。

1つ目は、ヨーロッパに本社を置きグローバルにリユースモバイル事業を展開している企業に、ヨーロッパでも同様な制限があるのかという点につきまして伺いました。確認結果といたしまして、ヨーロッパにおいては、日本と同種の、債務不履行の観点から端末からのアクセスを制限するものはないということでした。また、端末の現在の所有権と以前の分割払いの債務とは、法的には2つの別個の事象であり、それらが結びついて扱われる

ことはないという認識であるというコメントもいただきましたので、今回御報告させていただきます。

2つ目の御報告は、ガイドラインの進捗でございます。現在ここまで4回の会合を開催し、4月完成発表に向けて進捗していますことを御報告申し上げます。

では、最終ページ、7ページをお願いいたします。我々RMJにつきましては、消費者にとって分かりやすく納得感のある料金サービスの実現と、安全に安心して取引できるリユースモバイル市場を目指してまいります。

以上、RMJから御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【新美主査】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと存じます。ただいま各社様から御説明いただきました。御質問、御意見がおありの方は、どうぞチャット欄で発言希望の旨をお知らせいただきたいと思います。

まず、大谷先生は退出されるということですので、大谷様は除いて、何か御質問、御意見ございましたら御合図いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】 新美先生、こちら事務局でございます。退出されました大谷先生からもコメントをいただいておりますので、事務局にて代読してよろしいでしょうか。

【新美主査】 よろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。先ほど御退席されました大谷構成員からコメントを事務局宛てにもらっておりますので、事務局から代読させていただきます。

指定対象事業者の見直しについて、シェアが小さい事業者が積極的な施策を行えるように、27条の3の基準を見直すことができるかどうかの検討は丁寧に行う必要がある。そこで、ソフトバンクに質問だが、小売市場でのハンディキャップは消費者の混乱を招くため指定対象事業者の見直しに反対ということだが、27条の3は、制度当初からMVNOのほとんどが規律対象外であり、制度当初からハンディキャップがあった。指定対象外の事業者がこれまで行った実際の行為で、消費者の混乱が生じた事例を具体的に教えてほしい。また、MNOだから消費者の混乱が生じる懸念が高いということであれば、そのように考える理由を示していただきたい。

コメント代読は以上となります。

【新美主査】 それでは、この点についてのお答えがございましたら、どうぞよろしくお

願います。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。元から対象外事業者があったじゃないかということですが、それについては、私どもは当初から一切例外をつくるべきではないという立場で反対をしておりました。あと、これの具体例があったかといいますと、今、私がここで細かな具体例を把握しているわけではないですが、さほど大きな問題になっていないかかもしれません。今回、より強く反対しているのは、既に大きな競争力を持っている楽天モバイル様が対象外になるということで、影響がより甚大だからという面はございます。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。この点はほかの構成員の皆さんも関心をお持ちだと思いますので、その中で御議論をまた深められたらと思います。

ほかに御発言希望者がございましたら、どうぞよろしく願います。いかがでしょうか。

それでは、中央大学の西村さん、どうぞ御発言願います。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。各社様とも御説明ありがとうございました。私からは対象事業者の見直しに関しまして質問をさせていただければと思います。各社ヒアリングを聞いていまして、大谷先生と同じような感想を抱いた次第でございますが、各社様の御説明資料について、理解を深めるために質問をさせていただければと存じます。ドコモ様、それから、重複して恐縮でございますが、ソフトバンク様、それから楽天様にお伺いさせていただければと思います。

ドコモ様の7枚目の資料になろうかと思います。基幹部分、それから担保措置の切り分けの基準についてお伺いさせていただければと思います。細かい数値に関する規定は、施行規則の同じ条文の中に、別項ではございますけれども、存在していることもありまして、例えば利益提供規制で相互に関係して適正な競争関係確保を図ろうかなという形で整理されているかと思うんですが、この上と下で切り分けられた何か理由がありましたら、基準がありましたら、お教えいただければと思います。

ソフトバンク様には、先ほどの大谷先生からの質問と同じでございますが、特にハンディキャップという意味を理解するために、今回の資料のスライドのどこを拝見し、理解するとよいか、お教えいただければと思います。

最後、楽天様で、19枚目の資料でございます。シェア10%以上という形で示されておられます。これは、なぜ二種指定の10%以上とお考えなのか。ドコモ様の指摘にもありましたとおり、事業者の間で想定しているような10%はなじまないという意見もあったかと思しますので、何か根拠等ありましたらお教えいただければと思います。

長くなりました。恐縮です。よろしくお願いします。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは順番に、まずドコモさんからお答えいただいて、続いてソフトバンクさん、それから楽天さんという順序でまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。西村先生、御質問ありがとうございました。

当社への質問は、こちらの7ページにおいて、基幹部分とそうでない部分について切り分けた基準について、考え方を示してほしいということと承知しました。

具体的には、分離等のルールを入れる前のモバイル市場において、特に問題となっていた販売契約行為が上段に挙がっているものと思っております、市場の実態、利用者への影響等を鑑みて、こちらの行為については不当性が高いものとして引き続き禁止すべきではないかと考えたところでございます。

下段については、禁止した行為に付随して、潜脱を防止するものの観点から設けられたもの、一定程度の割引を供するといったものでありますので、基幹部分には当たらないものと考えております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは続いて、ソフトバンクさん、お願いします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。御質問ありがとうございます。

ハンディキャップとは何かということですが、実際に今回、楽天モバイル様が対象から外れますと、やらないとおっしゃっていますけれども、端末の値引きが、我々3社は4万円までしか引けないのが、幾らでも引けるようになりますと。あるいは、長期割引が、ルール上は1年間で1か月分までしか提供できませんというのが、何か月でも提供できるんだとか、また、SIMのみ契約、回線の契約をしたときのキャッシュバックが、3社は2万円までしかできないけれども、楽天モバイル様は4万円でもできますと。こういったような、お客様に提供する部分が事業者によって大きく差異が生じることを指しています。

以上でよろしいでしょうか。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは続きまして、楽天さん、どうぞ。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。

そもそのところとして、ルールを定める際に、ルールごとに様々異なる指標をつくる必要はないかと考えております。そういった意味で、各社様からも御指摘ありましたとおり、二種指定事業者の考え方と27条の3の考え方が全く一致するものではございませんが、二種指定電気通信設備事業者の制度において10%という指標がございますという御紹介をさせていただきました。

その上で、当社資料でいくと13ページ目でございますが、クープマンの目標値といったところで10%という数字の妥当性について確認したときに、この水準であれば、生活者に純粹想起される水準を下回ることからも、問題はないだろうということで御提案差し上げた次第でございます。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

西村さん、よろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 詳細な御説明ありがとうございました。

【新美主査】 それでは続きまして、相田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。まず、ネットワーク利用制限に関しましては、結果的にはRMJさんがおっしゃることがごもっともだなと思っております。

それで、MNOさん4社さんへの御質問としては、ネットワーク利用制限が犯罪抑止効果があるとおっしゃっていますけれども、現状では、最初に契約したというんでしょうか、購入した事業者しかネットワーク利用制限がかからないわけで、ちゃんとネットワーク利用制限を4社全部にまたがって使えないようにするというお考えはないのかということをお聞かせいただければと思います。

それからもう1点、27条の3の対象につきましては、私も、シェアが小さいから何やってもいいよということはないだろうと思います。それで、27条の3が、端末と通信の完全分離とか不当な囲い込み禁止だということで、これは守ったほうがいいのかなど。実際には、楽天さんがおっしゃるのを聞くと、どちらかというと料金プランの問題で、事業法で言うと6条ですか、不当な差別の禁止ということで、これは短期ブラックリストのときも問題になったわけですが、6か月間無料が1回限りというようなことが、今の事業法だとやるのが難しいということで、何かシェアがある程度小さい人に限るのか、全事業者にまたがるかということですが、そういう、1回限りこういうことができますよというようなことが事業法上認められるのかどうかということについて、これはどちらかというと事務局

にお聞きしたいということでございます。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、前者は利用制限に関して全社共通の対応策か何かはあるかという御質問ですが、これは4社さんに全部伺うというよりも、どこかその考え方がありますよということであれば、お答えいただきたいと思います。

まず、ドコモさん、どうですか、この質問について。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。相田先生、御質問ありがとうございます。ネットワーク利用制限をより実効性高いものにするために、端末を販売した者以外のネットワークにおいても制限することは考えるかという御質問かと思っております。

こちらについては、例えば販売して不正等が起きた端末のIMEIの情報などを4社間で交換することによって、共通の条件でネットワーク利用制限をかけることは考え得るものと思います。その際は、制限をかける場合の考え方などについて統一をする等の工夫が必要になるかと思いますが、仕組みとしては可能であると思います。

他方で、この場合においても、海外のネットワークに持ち出された場合には制限は効きませんので、この点は留意が必要かと思えます。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

今のドコモさんからのお話に加えて何かお考えがありますということでしたら、残りの3社さんから御発言いただきたいと思います。

KDDIさん、いかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIでございます。今、ドコモ様がお話しされた趣旨と全く同じ考えでございます。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

ソフトバンクさん、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。説明を割愛したんですが、23ページの5番目のところに当社の考えを書いておまして、確かにSIMロックがなくなった今、1社のみでネットワーク利用制限をやることになると、以前より効果が薄れていますので、昨今の社会情勢を鑑みて、全社に広げることができれば、そっちのほうがいいんじゃないかと思っています。

もっと言うならば、海外で犯罪が行われたり、海外で使えるじゃないかという御意見もいただいていますので、本当の理想を言うと、もっと海外にも広げることも考えながらやっていけばいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

楽天さん、いかがでしょうか。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。当社においても、ドコモ様と趣旨においては相違ございません。また、ネットワーク利用制限に関しましては、その換金性を妨げるためにバツ表示を出しているという側面がございますので、そこについては当社独自のネットワーク利用制限をすることでも効果を発揮しているかと考えます。

一方で、今、ソフトバンク様からありましたが、海外に持ち出す等を含めて、組織的に行われる方々に関しては、利用者で制限するだけでは限界がございますので、どのレベルまで我々として取組を進めるべきかというところを事業者としてもしっかり考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それから、今度は事務局に対しても御質問いただいておりますが、事務局からお答えお願いできますか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。正確な回答は改めてきちんとさせていただきますけれども、まず、特定の6か月間の無料などということが直ちにできない理由としては、新規契約者に限定してこうした割引を行うことは、27条の3の観点からできないことになっております。

また、相田先生から御質問いただいた利用者の公平性という観点からは、正確に調べてから御回答差し上げたいとは思いますが、割引を行うことが直ちに不当な差別的取扱いになるかということについては、直ちにはそうはならないような気もしますが、正式にはちゃんと調べて御回答したいと思えます。

【新美主査】 ありがとうございます。

相田先生、よろしいでしょうか。

【相田主査代理】 結構です。

【新美主査】 それでは続きまして、全相協の西村さん、御発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。ネットワーク利用制限について、私もRMJさんの提案が結構腑に落ちるものがありました。ネットワーク利用制限4分類の中で、債務不履行とそれ以外のものということで2つに分けることができまして、不正契約は本当に犯罪絡みの話で、これについてはちゃんと食い止めていただきたいと思うんですが、一方の債務不履行は、それぞれの会社さんの与信が適切だったのかにもよると思いますし、楽天モバイルさんのように、ある程度の対応で債務不履行の率を押しとどめていることができているという話もありました。

あと少し気になったのは、割賦販売法で過剰与信防止義務というのがありまして、少額店頭販売品ということで、店頭販売品であって比較的少額、10万円以下の生活に必要な耐久消費財、この中の例として携帯電話がありまして、過剰与信防止義務は適用されないことになっていますが、今は10万円超えの携帯電話もかなりたくさんありますので、実際そういうものについてきちんと与信をしているのか、その辺りの高額端末が焦げついていないかみたいな観点でも、何かコメントがありましたらMNOの3社の方にお教えいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。MVNOですか、MNOですか。

【西村（真）構成員】 MNOの3社、楽天モバイルさん以外で。

【新美主査】 では、その点について、まず、NTTドコモさんからお答えいただけますか。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。西村先生、御質問ありがとうございます。割賦販売法において、10万円を超える端末については丁寧な与信を行うことが規定されていることは認識をしております、それについては、法に則って適切に対応しているところでございます。以上です。

【新美主査】 それでは、KDDIさん、いかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIでございます。弊社も全く同様でございます、割賦販売法に基づきまして、10万円を超えるものについては丁寧な与信の確認をしているところでございます。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、ソフトバンクさん、いかがでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。今、ソフトバンクさんに対して、

音声が届いていないことを確認の電話をとっておりますので、大変申し訳ございませんが、一旦次の質問に移っていただければと思います。

【新美主査】 ソフトバンクさんからは少し後にお答えいただくとして、続きまして、北さん、御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

まず、ネットワーク利用制限について質問ですが、ほかの委員からもいろいろ質問が出ている中で、少しかぶるのですが、楽天モバイルさん以外の3社にお伺いします。先ほど西村先生からもありました、4種類の2、3、恐らく4も入るかもしれませんが、端末の不正取得・不正対策については皆さん言及されているんですが、①の債務不履行端末の赤ロム化について、端末の所有権がユーザーに移転していることも念頭に置き、現状の△表示を廃止することについてはどのようにお考えなのかをお伺いしたいというのが1点。

それから、私、どうしてももやもやしているので一応確認したいんですが、足元で端末の不正取得が増えているようですが、SIMロックが禁止された今、ネットワーク利用制限というものが本当に不正抑止の一助になっているのか。ドコモさんの資料には外国人を中心とした不正取得が大幅増とありますように、組織的にやられて海外に転売されたら、ネットワーク利用制限の意味はありませんよね。

その裏返しの質問として、ネットワーク利用制限を廃止すると、端末の不正取得って本当に増えるのか、それを裏づけるような情報とかデータをお持ちなのかということについて質問させていただきます。これは4社をお願いします。

【新美主査】 それではまず、前者の点について、ドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさんに伺うと。第2点については、MNOの4社全員から伺いたいと。

それでは、楽天さんは後者の点だけで結構でございます。両者併せて、まず、ドコモさん、お答えいただきたいと思います。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。北さん、御質問ありがとうございます。

1点目の債務不履行についてネットワーク利用制限を禁止することについてどう考えるかという点でございますけれども、こちらは、不正契約まではいかないまでも、例えば外国人の方が当初から支払うつもりがなく割賦契約を締結して、そのまま端末を転売して出国してしまうといったような事例も増えていると認識をしております。そういう意味では、不正契約とも言えないですけれども、意図を持った債務不履行も相応に存在していると思っております。その観点からは、それを防止する一助となっているのではないかと考えてお

ります。

その点で、2点目の御質問になりますけれども、そういった不正抑止につながっているデータはあるのかということについてであります。これについては定量的にお示しすることは非常に困難でありまして、したがって、一助となっているのではないかという想定にとどまっております。我々としては、不正の件数等の事業者の置かれている状況をお伝えしたというところでございます。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは続きまして、KDDIさん、お願いします。

【KDDI】 KDDIでございます。私どもも今ドコモの大橋さんが答えていただいたことと同じ趣旨でございまして、まず、債務不履行というものが、これはいろいろな御事情があろうかとは思いますが、ただ、そもそも債務不履行を意図的に、最初から通信サービスの利用を目的とせず、意図して払うことなく、これを途中で支払いをやめるといった、組織的にそういうことを行うことは当然あり得る、現にあるんだろうと思っております。ですから、これを見分けるのはなかなか難しいところがございますので、まずは債務不履行というものが、何らかの犯罪なり不正の温床になり得るというところで、こういった措置をとっているところでございます。

問題は、それを裏づけるデータがあるかということですが、これは弊社も同じで、具体的にあるものではございません。ただ、だからといって、これを緩めることになると、このリスクは減ることはなく、増えることがほぼ間違いないだろうと思っております。ただ、これも推測でしかないところでございます。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、ソフトバンクさん、どうぞよろしくお願いします。

【ソフトバンク】 すみません、落ちていて、きちんと質問が把握できていない可能性があるんですけれども。

【新美主査】 それでは、楽天さんに後者の点についてお答えいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。当社の考えとしまして、まず、ネットワーク利用制限には2つの側面があると考えてございます。1つは、その名のとおり、当社の

ネットワーク利用を制限すること。もう1つは、二次流通を妨害するというか、阻害することで、不正を未然に防ぐという側面があるかと考えています。

北さんがおっしゃるとおり、1つ目の側面に関しましては、当社以外の事業者様のSIMを海外事業者含めて挿すことで使用できるということで、効果は非常に限定的だろうということは考えてございます。一方で、2つ目の二次流通阻害することに関しては、一定程度効果があるのでないかと認識してございます。

これにつきまして、当社自身、定量的なデータを持ち合わせてございませんが、例えば中古買取り事業者様は、実際確認されまして、買取り時にネットワーク制限がかかっていることをもって拒否されたという事例等の件数等ございましたら、それが一つの目安になるのではないかと考えてございます。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

北さん、よろしいでしょうか。

【北構成員】 ありがとうございます。

【新美主査】 続きまして、長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。北さんがいろいろ質問してくださったところは私も教えていただきたいなと思っていたのですが、そもそもキャリアの皆さんと、金融、クレジットなんかを使っていらっしゃる事業者の皆さんと、情報を交換されて、よく携帯の料金支払いができなかったりするのが続くと、クレジットカードを作ることができませんかということ金融教育で伺ったりしているわけですが、そちらの情報のほうで、きちんと払っていない人が困るようなことという何かができなければ、ネットワーク利用制限に一体どのくらい効果があるのかというのは、なかなか私は理解ができないなと思っています。

特に、非常に数が増えているというのは、数字を出してくださっている皆さんの中でも、債務不履行の端末が非常に増えている、債務不履行が増えているという事実も教えていただいているわけですが、それが、まず、契約をしていた会社が制限をしたところで、そのままその端末を持っている人が契約を続けているのかどうかというところの確認もしないまま、ただ端末が使えなくすることでどれだけの効果が上がっているのかといえば、この数字を見れば効果が上がっていないとも言えると思いますので、ぜひ、三角がついていることは分かっている買ったじゃないかとも聞こえるような御説明も伺うわけですが、

そこまで想定しないで使っていて、多少のリスクがあったとしても、それを分かっている使っていたとしても、突然スマホが使えなくなるという事態に陥らせなければいけないという、全く本来きちんと通信料金を支払っているような方々がそのように追い込まれることは非常に危険なことでもあると思いますので、先ほどからも、4社でデータを協力してみんなで制限をかけるということもおっしゃっていましたが、それにしても、それをたとえ実行したとしても、同じ危険に陥ることは一緒だと思うので、支払っていない人に対して何ができるかというのを、きちんとぜひ考えていただきたいなと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。これはコメントということで扱わせていただきます。

続きまして、佐藤さん、どうぞ御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

一番初めに、ネットワーク利用制限のところで、ドコモさんの資料ですけれども、2ページ、3ページ目で、2022年で大きく問題の発生件数が増えているという話ですが、その原因は何ですか。例えば新規で高額な端末の販売が始まったか、いや、端末競争で大幅な割引が始まったとか、何か特に問題となる発生件数が大きく伸びた年について、どのような要因がありそうか教えていただければと思います。

それから、楽天さんは問題の発生件数が少ないということで、クレジット決済に制限すると、何か問題の発生件数が変わるように思えるのですが、決済の仕組みについて、より限定的な決済手段に限るといったことで対応するという別の方法もありえますかというドコモさんの質問になります。

続いて、27条の3になるんですけれども、これはソフトバンクさんがいろいろ書かれているので、皆さんの話を聞いて、もう1回、私が考えたところで、コメントと質問をしたいと思っています。

ソフトバンクさんの13ページで、自由な競争大原則というのはごもっともで、自由にいろいろ形で競争していただきたいと思うところ。ただ、競争を機能させるには、全て自由ではなくて、市場支配力とか優越的地位がある企業の行為に関しては何らかのルールが必要になると考えます。例えばADSLで競争が始まったとき、ソフトバンクはモデムの無料配布をして、私は競争上問題があるとそのとき考えませんでした。逆に、NTTが対抗上、モデムを無料で販売するようなことになれば、これは競争を阻害する行為ということで、問題

として議論されたのではないかと思います。

14ページに行くと、向かうべき将来像が明確になっているのかという指摘ですが、27条の3の趣旨としては、競争を機能させることが大前提。27条の3で目指したのは、端末と通信それぞれの市場での競争を促進したい、通信から端末への補填をなくして、端末大幅割引を誘引とした顧客確保を制限するという。それぞれの市場での競争。もう少し付け加えると、初めは通信料金が下がって官製値下げと言われたけれども、政策としては競争を機能させることで継続的に通信料金を下げていくことが必要ということ。私としては、初期に通信料金は低廉化したが、競争の進展による継続的な通信料金引き下げは実現できていない現状と思います。そういう意味では今回の議論を通して、優越的地位にない競争事業者の競争上の自由度を少し拡大することは、議論に値する競争促進政策と考えます。ソフトバンク資料12ページ、見直しが必要な環境の変化は生じていないと言い切っていますけれども、私は見直しは逐次行い競争促進していく必要があると思っているので、今、このことを議論することに問題はないと思っています。

また今のルールの下で自由度の高い競争料金をつくれるのではないかという話について、私も初めはそれを考えていましたが、先ほど言ったように、料金設定の自由度について優越的地位を持っている企業はできないけれども、競争的な事業者であればできる、その差を明確にする理屈をどうつくったらいかがが課題。あるいは、一個一個追加で、挑戦的通信料金引き下げはいいけれども、端末の囲い込みはよくないといった、個別の行為についての規律を議論していくこともあり得えますが、この方法では多分時間がかかり過ぎるし、なかなか決まらないと思っています。あと閾値についても、特に意見を述べていただいたのはMVNOのグループくらいで、他に議論が特にはなかったのも、シェア10%で、今回の提案で進めていくことは、私としては問題ないと考え、細かい議論をして1年かけるよりは、この段階で、例えば閾値10%で、議論を進めたらどうかと思うところです。

ただし、皆さんがいろいろ懸念している事項があるのでモニタリングが必要で、27条の3の趣旨に反するような行為が行われるかどうかをきちんと注視し、適宜対応できるようにすることが併せて必要と考えます。MVNOについても、17ページで競争上の影響があるのではないかという指摘が、ソフトバンクの資料にもありますので、そういう市場の競争の状況、27条の3の趣旨が順守されているかについて、両方をモニタリングしていくこと、必要に応じて適宜対応することで実現できないかと思っているところです。この点については、総務省さんに、きちっと競争検証の議論の中でモニタリング等をしていただけるかど

うか、確認はしたいと思います。

それから、19ページに、ルールを守らない人とか企業とかがありえるという指摘。そう言われると、そもそも27条の3、2万円の端末価格割引条件をつくったにもかかわらず、少なくとも趣旨に沿わないような大幅な割引を仕掛けた、あるいは対抗上追随した企業が複数あるわけで、だからこそモニタリングというときには、規律対象外の事業者だけではなく、27条の3に関して、MNOを含めて、趣旨に反する行為がなされていないか検証できるようにすべきだと思っています。今回のMNOの大幅割引も、1年待たずに状況を検証しておく必要があると思っています。

あと、最後、質問になりますが、ドコモさんの、不当な囲い込み等、幾つか懸念事項が残っているという問題提起に関して、モニタリング等、今のルールの下でそれなりに対応できるのか、何か追加で議論すべきテーマになりえるのか、これ点について総務省さんに確認したいこと。

それから、転売ヤーの問題が起こるのではないかとの指摘。これはソフトバンクさんとKDDIさんが問題提起したので、楽天さんは自らそういうことを防ぐインセンティブがあるはずなので、どのように考えているかの質問になります。

【新美主査】 ありがとうございます。

それではまず、ネットワーク利用制限の関係で、ドコモさんと、それから楽天さんに質問がありましたが、まず、ドコモさんについては、急速に23年になって上がっているけれども、何か要因があるかということ。それから楽天さんには、決済方法で何か工夫しているのかということ。その質問があったと思いますが、まず、ドコモさん、よろしくお願いします。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。佐藤先生、御質問ありがとうございます。

まず、2022年から悪化しているところの原因でございますが、幾つか考えられますけれども、端末自体が高額化してきているところ、あと世界的な物価高の影響というところもあって、相対的に端末価格が手頃に手に入る日本が目をつけられた可能性もあると思っております。また、加えて、この頃合いから、白ロム値引きという販売手法によって顧客を誘引することが激化しておりましたので、こういった割引競争の影響もあるのではないかと考えております。

決済の仕組みを例えばクレジットカード払いに限定することについてどう考えるかという点でございますが、当社においては昔からの経緯で口座振替によってお支払いいただい

ている方が相当数いらっしゃることを考えますと、クレジットカードに割賦契約を限定するのは、相当なお客様の利便性の低下を招くと考えております。それであっても何か手だてを講じるとなりますと、分割払い手数料を設けるとか、丁寧な与信を行いまして、場合によっては端末のお渡しは後日にするといったような方法が考えられますけれども、いずれも利便性とのトレードオフになりますので、慎重に考えていく必要があると思っております。

以上です。

【新美主査】 あとは、この点について、何か楽天さん、コメントありますか。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。今のドコモ様のコメントの裏返しになりますが、当社においては、後発事業者であることもございまして、通信料金含めて、お支払い方法に関しては、非常にクレジットカード払いの方が多うございますので、そういった側面で、分割払いの支払い方法についてもクレジットカード払いに限定することに関して実施できているということでございます。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

あと、コメントいただきまして、一つは事務局に対しての質問がありましたが、この点についてお答えいただけますか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。佐藤先生から御質問いただいたのは、ドコモ様の資料で不当な囲い込みなどが懸念事項として挙げられているが、それについて何か追加の対処などが必要なのかという御趣旨の御質問だったと理解しております。

そういう意味で、不当な囲い込みについては、27条の3制定時は規律がなかったんですけども、その後、消費者保護ルールで違約金上限規定が別途設けられてございまして、違約金については、通信料金の1か月分の料金が違約金の上限と別途定められておりますので、そういう意味では、不当な囲い込みについても、違約金については別のものできちんと上限規制が設けられておりますので、仮に期間が拘束されたとしても、上限1か月分の違約金を払えば当然解除できるということでございますので、ある程度そちらについては消費者保護ルールで対処していると理解しております。

【新美主査】 ありがとうございます。

佐藤先生、まだたくさん質問がおありだったと思いますが、また後ほど事務局を通じて説明者に投げかけたいと思いますので、取りあえず现阶段では以上にさせていただきます。

続きまして、関口さん、どうぞ御発言をお願いします。

【関口構成員】 関口ですが、ソフトバンクの吉岡さんが何か話しかけたみたいですね

ども。

【新美主査】 吉岡さん、どうぞ。

【ソフトバンク】 先ほど佐藤先生から御指摘いただいたことがありましたので、コメントさせていただこうと思います。

自由な競争が大原則で、とはいえ、支配力が違ったら、それは一部規制が必要だろうという事は、そのことに対しては全く同意いたします。ですが、マーケットシェア、支配力の違いによって事業者には規制が課されるというのは、事業者間の取引にルールが課されるべきだと思っています。

その趣旨は、例えば強い側が接続料を高止まりさせたことによって、シェアの低い事業者が、それによって魅力的なサービスを市場に提供できないといったようなことを防ぐために、強い事業者に対しては一定の規制が課されることに対しては賛成ですが、規制の課される場所が違うんじゃないかということです。

そして、競争を機能させるというところで、現在、公正な競争が実現できていないんじゃないかとおっしゃっていたんですが、当社の資料にも示したとおり、楽天さんは今現在とても魅力的なサービスを出されていて、実際にマーケットのシェアで非常に高いポジションをとられています。こういうことから、現時点で公正な競争が実現できているのではないかと考えます。

すみません、以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、関口さん、どうぞ御発言をお願いします。

【関口構成員】 関口でございます。4点ほどあるんですが、2点は手短に。

まずは、27条の3につきましては、私も見直しは極めて慎重に御対応いただければという意見にくみいたします。

それから2点目ですが、ネットワーク利用制限についての情報の共有化ということについて、RMJさんが4ページ目のところで、不正対策の共有データベースをつくって共同運営したらどうかという御提案をいただきましたが、これについても全面的に賛成をしたいと思います。

3点目ですが、KDDIさんの8ページ目のところで、イオシスさんのホームページを転載されていらっしゃる。この左の一番下、バツになる可能性はというところで、当店の場合、バツになる確率は僅か0.15%ですという記載があります。RMJさんの資料と対

応するんですけども、3ページ目ですね。このイオシスさんの0.15と比較できるようなデータを、RMJさんの御回答いただいている社から算出いただけませんかというお願いでございます。0.15がどのぐらいのものであるか、これだけでは93.4%と比較のしようがありませんので、この点、RMJさんにさらなる調査をお願いできればと思います。

それから4点目ですが、今のKDDIさんの8ページのところの、イオシスさんのホームページの、バツになる可能性の下になかなか意味深な情報が入ってまして、ここもぜひ入れていただきたかったんですが、実はその後に、さらにイオシスなら安心と書いてあって、赤ロム永久保証付きと書いてあるんです。読みますと、万が一、当店で購入された端末がネットワーク利用制限バツ（赤ロム）となってしまった場合は、保証期間の有無に関わらず、同等商品との交換または全額返金させていただきますので御安心くださいと書いてあって、早速赤ロムの商品をチェックと書いているんです。これを読むと、少なくとも会社側がバツになるリスクを全部負担していらっしゃって、利用者はリスクフリーになるんです。こういった会社さんがイオシスさんのほかにもあるのかどうかは、RMJさんにぜひ、調査していただきたいと思います。少なくともこういう状態で会社さんがリスク負担をすれば、先ほど長田先生からもコメントあったような、突然使えなくなって、善意の第三者としての中古端末購入者が追い込まれてしまうことはなくなるという状態が、少なくともイオシスさんの会社では担保されていることです。こういった会社さんの実態がどの程度あるのかについて、ぜひRMJさんにお教えいただきたいと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

KDDIさんへの質問とRMJさんへの質問だったと思いますが、まず、KDDIさんから、8ページの関連での質問だったと思いますが、お答えいただけますか。

【KDDI】 KDDIでございます。今の関口先生の御質問は、当社に対する質問というよりは、RMJさんに対する追加調査のお願いだと理解しましたが、関口先生、私の理解が違いますか。

【関口構成員】 いやいや、おっしゃるとおりです。イオシスさんのような、会社がリスク負担をして赤ロム永久保証を付けている会社というのは、中古端末販売事業者さんでどの程度あるのかを、ぜひ教えていただければと。

【新美主査】 それでは、RMJさん、どうぞお答えいただけたらと思います。

【RMJ】 御質問ありがとうございます。有馬でございます。御質問についてお答えさせていただきます。

まず、後者の御質問と申しますか、ネットワーク利用制限に関する保証のところでございますけれども、こちらは、RMJに所属する正会員は、ガイドラインの定めによつて、全てこのように赤ロム化した場合につきまして、例外なく保証を提供することを定めておりますので、現状、正会員がこの3月度で22社まで増加する予定でおるんですけれども、正会員企業22社につきましては、全社が赤ロム保証を行う会社となります。

あと、前段でお調べいただきたいという御質問がございました、赤ロムの発生率というところでございますけれども、RMJにおきましては、年間の流通台数を、定期的に四半期単位から半期単位の中でレポートさせていただいております。2022年度の総流通数は把握しておりますので、この6,900件に対して母数で割り戻せば、おのずと私どもが年間で扱った数に対する発生率という形でございますので、この後また試算しまして、事務局を通じてまた成果の数字を御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

関口先生、よろしいでしょうか。

【関口構成員】 有馬さん、どうも御回答ありがとうございました。今、KDDIさんの8ページ目が映っているんですけれども、ここで右上の「どれくらい安い？リスクは？」というところで、赤ロムは5,000円安く買えるわけですね。5,000円安く買った上で、左下の私が読み上げた0.15%の人たちに対しては、赤ロム永久保証で会社が同等商品と交換する、あるいは全額返金するという形で制度が成り立っていて、会員さんが全てこの制度をおとりになつていらつしゃるとすると、赤ロムがバツになることによって、ユーザーはリスクを全く被っていないというべきじゃないでしょうか。今までの説明で言うと、全くそういうバツになることを知らずに購入してしまったユーザーは、5,000円安く買っても、びくびくしながら使わなければいけないように理解していたんですが、制度として、中古事業者さんは、このように会社がバツになるリスクを負担することで、手段として赤ロムを販売することで安さを強調するという販売手法となっているように聞こえるんですけれども、そのような理解は誤っているでしょうか。説明をお願いいたします。

【新美主査】 それでは、RMJさん、今の御質問について何かお答えがありましたらど

うぞ。

【RMJ】 関口先生、ありがとうございます。お答えさせていただきます。

まず、長田先生がおっしゃった件に絡めての御意見があったかと思うんですけれども、このネットワーク利用制限、丸の状態であれ三角の状態であれ、突然、使っている状態におきまして、端末が制限かかって使えなくなるリスクがあるといった点につきましては、これは赤ロムを保証しようがどうしても、常態的にそのような環境にあるという状況は変わりませんので、そこについてのリスクや使用者における不安という点につきましては、私どもが主張してきた内容につきまして、そごはないと考えておるところでございます。

他方、三角の表示のものにつきまして、84%の価格差をつけているという会員からの回答もございましたけれども、この価格差をつけることによって、今度は一次利用者の方が端末を二次流通市場に出そうとする際に、当然ながら査定価格が下がってしまったりということによって不利益を受けているところも、前回の資料で御案内しているとおりに思っております。また、三角表示の状態が割賦利用者の方を指すということもございますが、こちらも、MMD研究所等の調査結果によりまして、キャリア様で端末の分割契約をなされる構成比は70%相当という報告例があったかと記憶しております。

ということは、単純に70%の方が分割利用者ということもございますので、結果的に、その方に対する買取りというところにおきまして、大きなビハインドが出てきてしまう状態にあって、かつ、その後、また購入しても突然使えなくなるというリスクがついて回ることと考えますと、端末の買取り面から、また販売面、両方において中古市場に対する阻害要因であるという点につきましても、主張としてはそごがないと考えているところでございます。

長くなってしまいまして申し訳ございません。以上でございます。

【関口構成員】 関口です。今の説明をお伺いしている限りにおいては、会社さんの御都合が、赤ロムの場合には、買ったたくことによってもととの所有者さんに安くしかお金を渡せないという問題だとか、それから売手のほうにも少し安く売らざるを得ないという、会社の事情はよく分かるんですけれども、赤ロムを購入された無知の方、善意の第三者としての利用者がリスクを負っているかどうかということについての説明は、今いただけなかったんです。中古販売事業者さんが、赤ロムの永久保証を22社さんの会員が全部やっていることになると、ユーザーはここに関して全くリスクを負っていないと理解すべきだと思うんですが、その理解は違いますか。

【RMJ】 先生のおっしゃるポイントでいきますと、消費者は突然使えなくなることを織り込み済みで安く購入しているのだから、消費者にはリスクがないということをおっしゃっているという理解でよろしいでしょうか。

【関口構成員】 いや、違うんです。安く買った上で、いざバツになっても、購入した中古端末事業者さんが保証してくれるから、ユーザーとしては、違う同等品をもらうか、お金を返してもらうかで、負担なしでリスクなしで利用を継続する、ないし、契約を解約できて満額が返ってくるということなので、今まで私の理解でいた、突然使えなくなることによって、中古端末を購入された方がリスクを全部かぶっているという理解とは大分違ったなと理解したんです。そこが理解が違うのかどうかについてお伺いしています。

【新美主査】 RMJさん、いかがですか。基本的には保証しているという理解でよろしいですね。ギャランティーをしているという。

【RMJ】 もちろん保証はしておりますが、繰り返しになりますが、端末だけで使えるものではなく、通信というものと併せて使うものがスマートフォンであり携帯電話というものかと思ひまして、根本たる通信という機能が制限されるという点において、消費者にリスクはないことはないと考えておるところにつきましても、変わらず申し上げさせていただきたいと思ひます。ずれがありましたら、また別途。

【関口構成員】 いや、その端末そのものはネットワークを制限されてしまうので使えなくなるわけけれども、それを購入した中古端末業者さんのところに行けば、保証機関の有無にかかわらず同等商品との交換をしますと言って、またネットワークを契約すればいいわけですね。SIMを挿せばいいわけですね。

【RMJ】 おっしゃることはそうですけれども、携帯電話をどこで使っているかというところにおきまして、当然、日本全国で使える場所があつて、もちろんその近くだけで使うわけではないかと思ひますし、本当にユーザーについて想像していただけると、旅行に行った先で突然使えないと。じゃあ購入した中古店に行けばいいかという、その期間の間はずっと使えないような状況。また、すぐに赤ロム化したことで理由が分かればよろしいかと思ひますけれども、購入して半年、1年と経過する中で、急に端末が使えなくなったというようなことがあつた場合、その状況をすぐに察知できないような消費者の方も多いいんじやなかろうかということも踏まえまして、前回、消費者が負うリスクという点について御説明申し上げたところでございます。

【関口構成員】 買う側からすると、そのことが、この8ページに書いてあるように、こ

の会社の場合だけれども、5,000円安く買っているので、分かって使っているわけじゃないですか。いざ駄目になったら会社が保証してくれるんだったらいいやと言ってお買いになるという、商慣行としてもう正当に成り立っているような気がするんですけども。それは確かに旅行中で使えなかった不利益があるというのは理解しますが、中古販売事業者に行ってお金を返してもらったり、同等商品に換えてもらうなりという形で、また再利用ができる環境が整うわけですね。しかもそれはネットワークが丸の商品よりも1割近く安いということだとしたら、それは利用者は分かって、そのことを覚悟の上でお買いになっているとしか思えないんですけども、私の理解が足りないのかもしれないので、私の質問はこのぐらいでやめにします。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。この問題は多分赤ロムをどう扱うかという議論とも絡みますので、この議論は今後ともにすることになると思いますが、今日はこれくらいにさせていただきます。

予定の時間がもう過ぎてしまいました。発言希望であります山本さんを最後にして、議論し打ち切りたいと思います。どうぞ山本さん、お願いします。

【KDDI】 KDDIの山本です。弊社のプレゼンの中で、指定対象事業者の見直しに関するスライドの11を改めて表示いただけますか。

本日の議論の中で、10%云々の議論がされたんですが、弊社から指摘させていただきましたこの点についての御議論がなかったというのは大変残念に思っております。制度は常に見直すべしというのはそのとおりでございまして、ただしそれは、環境が変わったとか状況が変わったということが多分前提にあると思うんです。

こちらに書かせていただいたものは、まさに構成員の先生方が皆様御議論いただいて、このルールの対象事業者、これが競争に影響を及ぼす考え方について整理をいただいたのが、この500万人という契約者の数、これを一つの基準にしましょうと。これはつい昨年、結論をいただいたところでございます。それから半年もたっていない、ルールを見直してからまだ2か月少々の中で、これを見直すべき何か前提条件に変更があったのか、当時全く想定されないような何か大きな事象が起きているとか、そういうのであれば、まだ分かるんです。

例えば、ルールは見直したけれども、誰ももうそのルールを無視するようになってしまっただけで秩序が崩壊してしまったとかならば、緊急避難措置として新たにルールを決めましょうというのであれば、まだ分かるんですが、今は、12月の末に適用開始されたルールは、各事業者がしっかり遵守し、秩序を持ってルールが適用されていると思っています。その中に

において、この新しく決めたルールがどのような影響を及ぼすかということを検証もなく、次の議論について、この500万人というものの考え方についての議論もされずに、弊社のプレゼンがスルーされてしまったのではないかなと危機感を覚えております。

この点における御議論をしっかりといただいてから、次のステップに進む、あるいは検証をしてから、何か問題が生じている、ルールを見直さなければいけない必要性が現に出ていると。これを確認してから、ルールの見直しの手続に入っていただきたいということを改めてお願い申し上げます。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。その議論に入る前に、そもそもほかにもありましたように、27条の3は、消費者に対して悪影響を及ぼさないことが一番の問題ですので、27条の3を見直すとしたら、消費者にとってまずい点は一切手をつけないことは明らかでございますので、それにのっとった上で、どういう競争環境を整えるかということは議論していく必要があります。ですから、事業者間のマーケットと消費者も入れたマーケットでは全く事情が違いますので、その辺は今後の議論の中でもきちんとしていく必要があると思っております。今の御指摘の点も、当然議論の中に入ってくると思います。

時間も大分過ぎましたので、大変突っ込んだ議論をさせていただきまして、ありがとうございました。本日の議論は以上とさせていただきます。議論は大分白熱しましたが、まだまだ皆さん、幾つかの点で御発言の御希望があらうかと思っておりますので、各事業者等に追加の質問、あるいは事務局に対する質問でも結構ですが、それがございましたら、3月15日の17時までに事務局にお寄せいただいて、今後の議論に生かさせていただきたいと思っております。

それでは最後に、事務局から連絡事項がありましたらよろしく申し上げます。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

新美主査から御案内がありました。本日のヒアリング対象者に対する追加質問につきましては、事務局より改めてメールにて御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、本日のワーキンググループはこれにて終了したいと思います。大変熱心な御議論をありがとうございました。積み残した論点もあるかと思いますが、これも次回、さらに

取り上げられたらと思っております。

本日はどうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

以上